



発行 東京都

目次

7

規則

- 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局保健政策部医療助成課)……………二
- 東京都り災者生業資金貸付規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局生活福祉部計画課)……………二
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………四
- 東京都立ナーシングホーム条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)……………五
- 児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局少子社会対策部計画課)……………五
- 東京都女性相談センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)……………六
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課)……………七
- 東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………二
- 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………三
- 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則……………(同)……………四
- 東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………五
- 精神障害者社会適応訓練事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………(同)……………五

- 東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部居住支援課)……………五
- 東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………六
- 東京都立療育医療センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………六
- 東京都立多摩療育園条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………六
- 東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………六
- 東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)……………七
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………七
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………七
- 東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………八
- 東京都立総合精神保健福祉センターの利用に係る賭費に関する規則の一部を改正する規則……………(同)……………八
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全部食品監視課)……………八
- と畜場法施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………九
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………九
- 化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………九
- 東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)……………一〇
- 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………一〇
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………三
- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………四
- プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………四
- 水道法施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………六
- 東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………六
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全部感染症対策課)……………六

規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十九号

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「60日」や「3月」は「異議申立て」や「審査請求」は「6箇月」や「6月」は「対する決定」や「対する裁決」は「対する審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第五号様式中

高齢者医療の有無	1 前期高齢	2 老人保健 ※20年3月分まで
----------	--------	---------------------

高齢受給者証の交付の有無	1 有	2 無
--------------	-----	-----

「又は領収書等」や「領収書等」は

「5 平成20年3月までの診療についての請求の場合で、老人保健法に加入していた方は、保険者番号・被保険者記号番号欄に老人保健受給者証の（市町村・受給者）番号を記入してください。」

6 申請書の記入漏れがないようお願いします。

「5 申請書の記入漏れがないようお願いします。」は

別記第五号の様式中

性別	電話番号
性 別	電 話 番 号

別記第五号の五様式中「60日」や「3月」は「異議申立て」や「審査請求」は「6箇月」や「6月」は「対する決定」や「対する裁決」は「対する審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第七号様式中

氏名	性別	生年月日
姓 名	男 女	年 月 日

別記第八号様式中「60日」や「3月」は「異議申立て」や「審査請求」は「6箇月」や「6月」は「対する決定」や「対する裁決」は「対する審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都り災者生業資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四十号

東京都り災者生業資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都り災者生業資金貸付規則（昭和二十九年東京都規則第百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条」を「第四条」に改める。
別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第二条関係)

(表)

地区 市区町村名	第 年 月 日
-------------	------------------

様

東京都知事

印

東京都り災者生業資金不貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた東京都り災者生業資金の貸付けについては、下記の理由により貸付けをしないことに決定したので通知します。

記

貸付けをしない理由	
-----------	--

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四十一号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和四十二年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別記第十七号様式(裏)、第十八号様式(裏)、第十九号様式(裏)及び第三十六号の三様式(裏)を次のように改める。

(真)

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき教示

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなりま

す。)

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下この様式において同じ。)の翌日から起算して50日(当該審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日。)を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則別記第十七号様式、第十八号様式、第十九号様式及び第三十六号の三様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立ナーシングホーム条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四十二号
東京都立ナーシングホーム条例施行規則の一部を改正する規則
東京都立ナーシングホーム条例施行規則(平成十二年東京都規則第二百六号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び第五号様式中「60日」を「3月」じ、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四十三号
児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成十三年東京都規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

「6月」又は「3月」又は「異議申立て」又は「審査請求」又は「6箇月」又は「6月」以内には、処分の取消しの訴えを提起することができます。次に「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」又は「」。

「2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

「2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記2の審査請求をした場合には、

当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都女性相談センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四十四号

東京都女性相談センター条例施行規則の一部を改正する規則
東京都女性相談センター条例施行規則（昭和五十二年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。
別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第2案関係)

一時保護所利用承認書

第 号
年 月 日

様

東京都女性相談センター所長 印

年 月 日付で申請のあった一時保護所の利用について、下記のとおり承認します。

記

利用開始日	
居 室	
利用者氏名	

(注意) 入所した後、次の事項を守ってください。守らない場合は、利用の承認を取り消すことがあります。

- 1 施設内の秩序及び風紀を乱さないこと。
- 2 指定された居室を換えないこと。
- 3 火災その他事故防止に努めるとともに、指定された場所以外で火気を用いないこと。
- 4 外出するときは、事前に届け出ること。
- 5 そのほか、所長が指示すること。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に對して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1.の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四十五号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則(昭和五十年東京都規則第二百十五号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式(表)面中「あつ」を「宛」に改め、同様式(裏)面中

「4 この認定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、東京都知事に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

5 この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日

よ

の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から60日を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

」

「4 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

5 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

こほろ。

ただし、上記4の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都知事

」

なお、この支給停止に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、東京都知事に対して審査請求をすることができま

す。この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から60日を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日
あて

印

◎ 支給停止の措置を受けた場合で、翌年8月以降について手当の支給を受けることを希望するときは、翌年8月11日から9月10日までの間に所定の書類により所得状況届を出してください。

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

宛

印

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができま

す。

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となりま

す。)、処分の取消しの訴えを提起することができま

3 支給停止の措置を受けた場合で、翌年8月以降について手当の支給を受けることを希望するときは、翌年8月11日から9月10日までの間に所定の書類により所得状況届を出してください。

(日本工業規格A列4番)

別記第六号様式及び第七号様式

別記第1号様式甲

なお、これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、東京都知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から60日を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

あて

印

や

障 害 児 福 祉 手 当
障 害 者 手 当 を 受 け よ う と す る と き は、翌年の
8月11日から9月10日までの間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

(日本工業規格A列4番)

や

なお、これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、東京都知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から60日を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

あて

印

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

宛

印

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

ひきかへ

年 月 日

宛

印

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- 3 翌年8月以降について再び特別障害者手当を受けようとするときは、翌年の8月11日から9月10日までの間に所定の書類により所得状況届出を提出してください。

(日本工業規格A列4番)

別記第九号様式中

に於ける。

あて

- ◎ この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、東京都知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求があつた日から60日を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(日本工業規格A列4番)

宛

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

に於ける。

●東京都規則第四十六号

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第百四十一号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式(褒)、第四号様式(褒)、第四号様式の二(褒)、第六号様式(褒)及び第七号様式(褒)中「不服があるときは」や「審査請求」及び「6箇月」や「6月」及び「対する決定」や「対する裁決」及び「以内」に、処分取消の訴えを提起することができません」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。)」を加へる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

●東京都規則第四十七号

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則による廃止前の東

京都心身障害者扶養年金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則（平成十九年東京都規則第九号）附則第二条の規定によりなお効力を有するものとされる同規則による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則（昭和四十四年東京都規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中

「なお、この決定に異議があるときは、この通知を受け取つた日の翌日から起算

して60日以内に、書面で、知事に対し、その旨を申し出ることができます。」

「1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分取消の訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分取消の訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができなくなります。）。」

別記第七号様式中

「なお、この決定に異議があるときは、この通知を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対しその旨を申し出ることができます。」

「1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都

知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

民法第十中條第六

「なお、この決定に異議があるときは、この通知を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対しその旨を申し出ることができます。

また、減額事由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出てください。」

「なお、減額事由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出てください。」

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に

対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

民法第十中條第六

民法第十中條第六

「この決定に異議があるときは、この通知を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、知事に対し、その旨申し出ることができます。」

「1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。)

民法第十中條第六

民法第十中條第六

「なお、この決定に異議があるときは、この通知を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対し、その旨申し出ることができます。」

「1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日か

ら起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第二十五号様式及び第二十六号様式中

「なお、この決定に異議があるときは、この通知を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対し、その旨申し出ることができます。

また、支給停止事由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出てください。

「なお、支給停止事由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出てください。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四十八号

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則（平成十九年東京都規則第九号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式、第八号様式、第十一号様式及び第十二号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁判」に、「以内」を「以内に」、処分取消しの訴えを提起することができますに、「（なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して

6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四十九号

東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則(平成二十年東京都規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則別記第四号様式及び第六号様式並びに別記第六号様式、第十号様式、第十四号様式、第二十二号様式、第二十三号様式、第二十六号様式、第二十七号様式、第二十九号様式及び第三十一号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁判」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

別記第三十四号様式及び第三十七号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「異議申立てに対する決定」を「は、当該審査請求に対する裁判」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

精神障害者社会適応訓練事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十号

精神障害者社会適応訓練事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

精神障害者社会適応訓練事業の実施に関する規則(平成十二年東京都規則第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式(裏)中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁判」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十一号

東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉施設条例施行規則(平成十五年東京都規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)」を加える。

りせず。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十二号

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則（平成二十二年東京都規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式及び第七号様式中「60日」を「3月」及び「決定日」を「決定の日」及び「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立療育医療センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十三号

東京都立療育医療センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立療育医療センター条例施行規則（昭和六十年東京都規則第百十一号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中「60日」を「3月」及び「決定日」を「決定の日」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に

「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記第六号様式中「60日」を「3月」及び「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立多摩療育園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十四号

東京都立多摩療育園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立多摩療育園条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百九号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「60日」を「3月」及び「決定日」を「決定の日」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十五号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則(平成四年東京都規則第百八十一号)の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中「60日」を「3月」に、「決定日」を「決定の日」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

別記第六号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十六号

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則

東京都身体障害者手帳に関する規則(平成十二年東京都規則第二百十五号)の一部を次のように改正する。

別記第十六号様式(夤)、第二十号様式(夤)、第二十一号様式(夤)及び第二十四号様式(夤)中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起するこ

とができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の

一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記第十四号様式及び第十七号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十年東京都規則第二百四号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十九号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則（昭和六十年東京都規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立総合精神保健福祉センターの利用に係る賄費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十号

東京都立総合精神保健福祉センターの利用に係る賄費に関する規則の一部を改正する規則

東京都立総合精神保健福祉センターの利用に係る賄費に関する規則（昭和四十七年東京都規則第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十一号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和二十三年東京都規則第三百十号）の一部を次のように改正する。

別記第三号の二様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決

の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができな
くならず。)」を加える。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記第三号の二
様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することがで
きる。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十二号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和二十九年東京都規則第二十二号)の一部を次のように改正す
る。

別記第十号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇
月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消し
の訴えを提起することができません」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつ
たことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起
算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」
を加える。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のと畜場法施行細則別記第十号様式に
よる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができ
る。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公
布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十三号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正す
る規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年東京都規則第百
三十六号)の一部を次のように改正する。

別記第十四号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、
処分の取消しの訴えを提起することができません」の次に「(なお、当該審査請求に対す
る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日
の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくな
ります。)」を加える。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査
に関する法律施行細則別記第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の
修正を加え、なお使用することができ
る。

化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十四号

化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則(昭和五十九年東京都規則第百五
十七号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇
月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消し
の訴えを提起することができません」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつ

たことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十五号

東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

ふりがな	氏名	性別	男・女
------	----	----	-----

を

ふりがな	氏名
------	----

に改める。

別記第一号様式中

患者氏名	(男・女)
------	-------

を

患者氏名

に改める。

別記第三号様式（第一面）中

氏名	(男・女)
----	-------

を

氏名

に改める。

別記第五号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記第七号様式中

患者氏名	男・女
------	-----

を

患者氏名

に改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則別記第一号様式から第三号様式まで、第五号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十六号

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則（昭和五十九年東京都規則第百五十六号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式(裏)及び第三号様式(裏)中「60日」を「3月」と、「6箇月」を「6月」と改め、「以内に、処分取消しの訴えを提起することができません」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十七号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和三十二年東京都規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式(裏)及び別記第三号様式(裏)中「60日」を「3月」と、「6箇月」を「6月」と改め、「以内に、処分取消しの訴えを提起することができません」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

別記第七号様式、別記第七号様式の二及び別記第八号様式を次のように改める。

別記第七号様式(第3条関係)

(表)

第 号

旅館業営業承継承認書

名 称
事務所の所在地

年 月 日 付けで申請のあつた合併による旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日



記

- 1 合併により消滅する法人
 - (1) 名称
 - (2) 事務所の所在地
- 2 合併後存続する法人又は合併により設立される法人
 - (1) 名称
 - (2) 事務所の所在地
- 3 施設の名称
- 4 施設の所在地
- 5 条件

（裏）

【教 示】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができず（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第7号様式の2（第3条関係）

（表）

第 号

旅館業営業承継承認書

名 称
事務所の所在地

年 月 日付けで申請のあつた分割による旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

【印】

記

- 1 分割前の法人
 - (1) 名称
 - (2) 事務所の所在地
- 2 分割により旅館業を承継する法人
 - (1) 名称
 - (2) 事務所の所在地
- 3 施設の名称
- 4 施設の所在地
- 5 条件

（日本工業規格A列4番）

(真)

【教 示】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができません(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)

別記第8号様式(第3条関係)

(表)

第 号

旅館業営業承継承認書

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあつた相続による旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の3の規定により、下記のとおり承認します。

印

記

- 1 施設 の 名称
- 2 施設 の 所在地
- 3 条 件

(裏)

【教 示】

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができず（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十八号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和三十九年東京都規則第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式表中「3 公衆浴場の種類」や「3 公衆浴場の種別」を改める。

別記第二号様式表及び別記第三号様式表中「60日」や「3月」を「6箇月」や「6月」及び「60日」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。次に「（なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十九号

プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則

プール等取締条例施行規則（昭和五十年東京都規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第5条関係)

(表)

第 号

ゾール等経営許可書

年 月 日付で申請のあつたゾール等の経営については、ゾール等取締条例第3条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

年 月 日

印

記

- 1 ゾール等の名称
- 2 ゾール等の所在地
- 3 条 件

(日本工業規格A列4番)

(裏)

【教 示】

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

水道法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則（平成十六年東京都規則第百二号）の一部を次のように改正する。

別記第二十号様式及び第二十一号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立てをすることができません」を「審査請求をすることができません」に、「6箇月」を「6月」に、「異議申立てをすることができなくなります。」を「異議申立てをした」に、「審査請求をした」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、「以内に、処分取消しの訴えを提起することができません」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の水道法施行細則別記第二十号様式及び第二十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十一号

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第三条第二号」を「第三条第三号」に改める。

別記第一号様式(表中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分取消しの訴えを提起することができません」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

別記第二号様式(表)及び第三号様式(表中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分取消しの訴えを提起することができません」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式、第三号様式、第五号様式、第七号様式及び第八号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以

内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。
別記第十四号様式を次のように改める。

第14号様式(第14条関係)

(表)

第 年 月 日 号

(申請者) 様 保健所長 印

医療費公費負担決定通知書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 _____ に規定する医療に要する費用について、下記のとおり公費負担することを決定したので通知します。

記

- 1 患者氏名 (年 月 日生)
 - 2 患者住所
 - 3 勸告等を行った日 年 月 日
 - 4 入院医療機関名
 - 5 自己負担の有無 有 ・ 無
- (負担額) ※ 円

※ [計算式] 20,000円(月額)÷その月の実日数×公費負担の期間の日数

公費負担者番号		1	3			
公費負担受給者番号						
公費負担の期間	年 月 日	～	年 月 日			

(裏)

(備考)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記第十四号様式の二欄及び第十四号様式の三欄中「60日」や「3月」及び「6月」や「6月」に相当する「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を記入する。

別記第十四号様式の五欄に相当する。

第22号様式(第28条関係)

(表)

(申請者)	保健所長	第	年	月	日
	様				
療養費支給決定通知書					
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 _____ に規定する療養費について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。					
記					
1 支給額	円				
2 患者氏名	(年 月 日生)				
3 患者住所					
4 報告等を行った日	年	月	日		
5 報告等による入院期間	年	月	日	～	年 月 日
6 入院医療機関名					

(日本工業規格A列4番)

(裏)

(備考)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

附則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則別記第二号様式、第三号様式、第五号様式、第七号様式、第八号様式、第十四号様式から第十四号様式の三まで及び第二十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 九〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

